

エコフィード認証制度開始のお知らせ

平成 21 年 3 月 23 日
社団法人日本科学飼料協会

社会の近代化に伴い、人の食生活が豊かになるにつれ、食品廃棄物の排出量は増加しています。このような中、食品リサイクルの社会形成の一環として、食品事業者等において発生する副産物や余剰食品を再生利用し、家畜の飼料として有効利用する取組が広まってきました。

一方、このような飼料については、塩分や油分が高い、箸など食品以外の異物混入に対する懸念等から、その取組が十分に理解されていない状況があります。

このような課題に対応し、食品循環資源の飼料化を推進するため、「エコフィード認証制度」を創設し、下記のとおり申請の受付を開始いたしますのでお知らせします。

記

1 認証申請の受付開始

平成 21 年 3 月 23 日（月）

2 認証の基準

- ・ 一定比率以上の食品循環資源を利用していること。
- ・ 安全性が確保され、栄養成分や飼料製造工程管理が明らかになっていること 等

3 エコフィード及び認証マークの使用

認証された食品循環資源を利用した飼料は、製造した飼料に「エコフィード」の名称と「認証マーク」を利用していただくことが可能です。



認証マーク

<お問い合わせ先>

社団法人日本科学飼料協会

担 当：米持、橋元

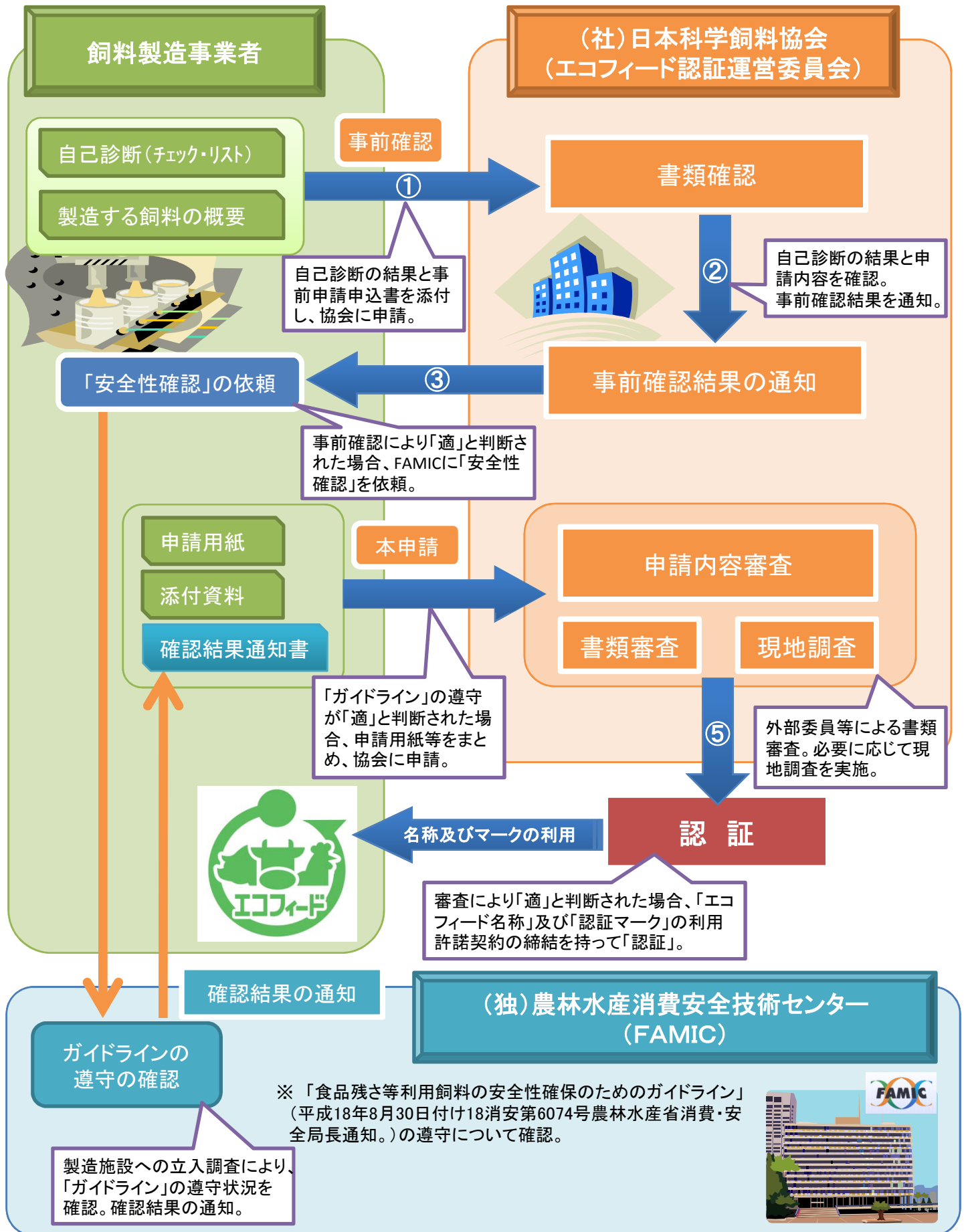
TEL：03-3297-5631

FAX：03-3297-5633

e-mail：ecofeed@kashikyo.or.jp

<http://kashikyo.lin.go.jp/eco.html>

エコフィード認証制度（申請から認証まで）のフロー図

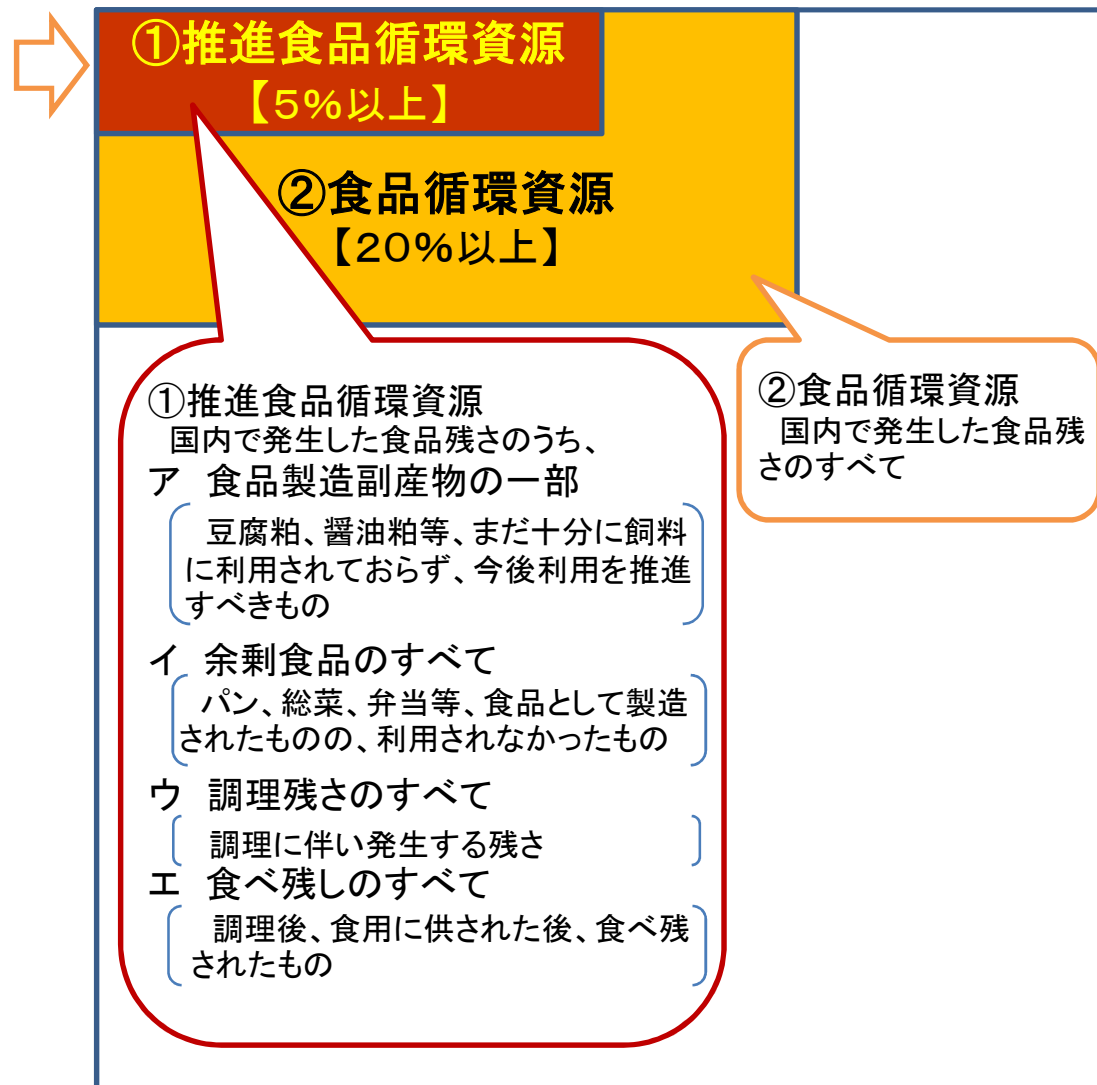


エコフィードの認証基準について

《エコフィードが満たすべき基準》

- ・ 食品循環資源の利用率が20%以上、かつ、推進する食品循環資源の利用率が5%以上であること
- ・ 原料の規格(原料の品質等)や製品の規格(原料の配合割合・性状等)を定めた規格書が定められていること
- ・ 原材料の保管、製造工程や品質の管理等を内容とする飼料業務管理規則が定められていること
- ・ 製造記録が8年以上保管されること
- ・ 製品の栄養成分が把握されていること

※ 食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン(平成18年8月30日付け18消安第6074号農林水産省消費・安全局長通知。)を遵守していることが前提



エコフィード認証制度について(概要)

エコフィード認証制度は、食品循環資源を利用した飼料について、一定の基準(食品循環資源の利用率や栄養成分等)を満たす飼料をエコフィードとして認証することで、食品リサイクルへの関心と理解を深めるとともに、積極的な食品循環資源の飼料化を推進することを目的としています。

